

小牧市まちづくり推進計画審議会委員公募要領

〔 令和 8 年 4 月 1 6 日
8 小 秘 第 8 7 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この要領は、小牧市まちづくり推進計画審議会条例（平成 3 0 年小牧市条例第 1 号）第 4 条第 1 項第 3 号に規定する委員（以下「公募委員」という。）の公募及び選考について、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第 2 条 公募委員に応募することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和 8 年 4 月 1 日において、市内に在住し、在勤し又は在学する 1 8 歳以上の者（小牧市職員及びその同居の家族を除く。）

(2) 年 7 回程度、平日午後 6 時から午後 8 時ごろまで開催する小牧市まちづくり推進計画審議会に出席することができる者

(応募方法)

第 3 条 公募委員に応募しようとする者は、電子申請システムに住所、氏名その他の必要事項を入力することにより、応募しなければならない。

2 応募の受付期間は、この要領の施行の日から令和 8 年 5 月 1 5 日までとする。

(公募委員の数)

第 4 条 公募委員の数は、4 人程度とする。

(選考委員会の設置等)

第 5 条 公募委員を選考するため、小牧市まちづくり推進計画審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 市長公室長

(2) 市長公室次長

(3) 秘書政策課長

(4) 行政改革課長

(5) 人事課長

3 選考委員会に委員長を置き、市長公室長をもって充てる。

4 選考委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

5 選考委員会の委員は、第7条の規定による通知をした日に解任されるものとする。

6 選考委員会の庶務は、秘書政策課において処理する。

(選考)

第6条 選考委員会は、応募者について、別表に掲げる基準に基づいて審査を行う。

2 選考委員会は、前項の規定による審査の総合点が高い者から順に公募委員を選考する。この場合において、各委員の総合点が高点となり、順位を決定することができない場合は、選考委員会での協議により決定する。

(選考結果の通知)

第7条 選考委員会は、選考の結果を応募した者全員に通知するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、公募委員の公募及び選考について必要な事項及び必要な書類の様式は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和8年4月16日から施行する。

2 この要領は、第7条の規定による通知をした日にその効力を失う。

別表 (第6条関係)

小牧市まちづくり推進計画審議会公募委員選考基準

1 選考基準

審査項目	配点	審査内容
熱意・意欲	5	明確な動機を持って参加する意欲及び熱意が感じられるか。
論点整理	5	課題等について論点整理がなされており、わかりやすいか。
公正性	5	考え方に偏見がなく、市民全体の立場に立った考え方をしているか。
社会的知識	5	社会状況及び本市状況に関心を持ち、理解しているか。

2 配点内容

点数	内容
5点	優れている
4点	やや優れている
3点	普通
2点	やや劣っている
1点	劣っている